

磐田市社会福祉協議会

策 定 平成19年11月
変 更 平成21年10月
変 更 平成22年4月
変 更 平成23年12月
変 更 平成24年8月

1	本マニュアルの主旨	1
2	対象となる災害の種類	1
3	社協災害対策本部・支部の設置及び組織体制	1
4	社協災害対策本部・支部設置の手順	1
5	災害時の社協の役割、体制	1～2
	(1) 災害ボランティア支援本部の設置、運営	
	(2) 生活福祉資金特例貸付業務	
	(3) その他の業務	
6	関係機関、団体との連携	2
7	平常時の取組み	2～3
	(1) 磐田市との連携	
	(2) 人材確保と協働体制の整備	
	(3) 資機材、物品の確保	
	(4) 職員研修会の開催	
	(5) 社協災害対策の市民周知	
8	防災訓練の実施	3
1	災害時等の配備体制	4
	(1) 一般災害（風水害、突発地震、その他突発的災害）	
	(2) 津波災害（津波注意報、津波警報）	
	(3) 東海地震に関連する調査・注意・予知情報	
2	各班の役割と分掌	5
3	職員配置計画（正規職員、嘱託職員）	6
4	具体的活動内容	7～9
	《地震災害警戒体制時》	
	《災害対策本部体制時》	
5	災害対策本部体制図	10
6	緊急連絡体制	11

このマニュアルは、防災に関し、平常時及び災害発生時における磐田市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の役割、体制、職員動員等を明らかにし、円滑、迅速な災害対策を実施するために作成する。

- (1) 台風、集中豪雨、洪水、高潮、高波、崖崩れ、地すべり、竜巻等
- (2) 地震、津波
- (3) 火災、爆発

社協災害対策本部を社協本所へ、支部を各支所へ設置する。災害対策本部・支部は、会長の判断で設置する。災害対策本部・支部の組織は次のとおりとする。

- ・ 本部長 会長
- ・ 副本部長 副会長
- ・ 総括班長 事務局長
- ・ 班長 課長、課長補佐、係長、所長、支所長
- ・ 班編成 実施細目参照（総務班、災害ボランティア支援班、支部班）

- (1) 緊急連絡網による職員の招集
- (2) 緊急対策会議の開催
（正副会長、事務局長、課長、課長補佐、係長、所長、支所長、防災担当者）
- (3) 行政及び関係機関との連絡調整（6項に詳細を規定）
- (4) 社協災害対策本部・支部設置
- (5) 社協災害対策本部・支部設置の周知

- (1) 災害ボランティア支援本部の設置、運営

磐田市と連携して災害ボランティア支援本部を設置し、災害ボランティア活動団体、NPO等の受入れ体制を整えるとともに、被災者のニーズ把握に努め、ボランティアへの情報提供とマッチング、派遣調整を行う。

支援本部は、災害の規模やニーズ、ボランティアの数に応じ、必要数設置できるものとする。この場合、本部・支部機能は設けず、独立した運営形態とするが、必要な連携は図っていくものとする。

- (2) 災害ボランティア支援本部の資機材確保

支援本部運営及びボランティア活動に必要な資機材を確保する。

(3) 必要な情報収集、発信

災害ボランティア支援本部運営等に必要な情報（ライフライン、公共交通機関の被災・復旧状況、交通規制の状況、避難所の状況及び行政施策の動向等）を収集する。必要に応じて市民及び県内外へ発信する。

(4) 生活福祉資金貸付業務

磐田市と連携して、災害援護資金貸付制度等の相談に応じる。

① 国の災害救助法による災害援護資金

② 県社協の災害援護資金

③ 本会の小口福祉資金

(5) その他の業務

① 磐田市等関係機関との連絡調整

② 福祉おたすけ用品の貸出

③ 生活相談

④ 福祉避難所への介護職員派遣及び傾聴ボランティア等の派遣

⑤ その他災害に伴う業務

事前に下記の関係機関・団体と協議し、平常時及び被災時の活動や協働の方法を決めておく。

(1) 磐田市

(2) 静岡県社会福祉協議会、静岡県共同募金会

(3) 磐田市民生委員児童委員協議会

(4) 磐田市内災害ボランティアコーディネーター

(5) 磐田市ボランティア連絡協議会

(6) 静岡県西部危機管理局（県西部災害ボランティア支援センター）

(7) その他関係機関（近隣市町社会福祉協議会、県ボランティア協会等）

(1) 磐田市との連携

- ・要援護者に関する情報の共有、避難支援計画策定等に協力する。
- ・災害ボランティア支援本部の設置や情報交換の方法、資機材について詳細を確認しておく。

(2) 人材確保と協働体制の整備

- ・災害ボランティアコーディネーター研修会を行う等、災害ボランティア支援本部の立上げに必要な人材の確保、育成に努め、協働体制を整えておく。

(3) 資機材、物品の確保

- ・社協災害対策本部及びボランティア支援本部立上げに必要な資機材やトイレ、

備蓄食料等必要な物品を確保しておく。

(4) 職員研修会の開催

- ・ 発災時の社協の組織体制及び役割を確実に把握し、迅速に活動できるよう社協職員の研修会を開催する。

(5) 社協災害対策の市民周知

- ・ 災害時の社協の役割や組織体制を社協だより等で市民に周知する。

定期的に防災訓練及び災害ボランティア支援本部運営訓練を実施する。

訓練内容は、職員の動員、災害対策準備段階及び災害対策本部設置・運営、災害ボランティア支援本部設置・運営等の訓練のほか必要な訓練を実施する。